

名古屋市告示第359号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 7月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みなと歯科口腔外科	名古屋市港区入場一丁目 502番地	令和 7年 4月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課